

各 { 都道府県
政令指定都市
中核市 }

障害児支援主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての
放課後等デイサービス事業所等の対応について（その3）

新型コロナウイルス感染症への対応については、令和2年2月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」、令和2年2月27日事務連絡「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について」及び令和2年2月28日事務連絡「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について（その2）」等に基づき取り組んでいただいているところですが、令和2年2月28日付文部科学事務次官通知「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について」が発出されたことを踏まえ、放課後等デイサービス事業所（以下「事業所」という。）等における対応について、下記のとおり追加して取りまとめましたので、管内市町村に対し周知をお願いいたします。

記

- このたび小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等について一斉臨時休業が要請されたことに鑑み、特別支援学校等に在籍する障害のある幼児児童生徒（以下「幼児児童生徒」という。）が利用する事業所においては、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）（令和2年2月20日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）」においてお示ししている、「障害福祉サービス等の提供の継続性の観点から、サービス事業所の設置地域で感染が確認されており、職員や利用者に感染するおそれがある場合等」については、幼児児童生徒が新型コロナウイルスに感染することをおそれ、事業所を欠席する場合を含むこととし、幼児児童生徒の居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、特例的に報酬の対象とする旨を周知すること。

事業所においては、こういった措置を活用し、幼児児童生徒の受け入れを積極的に行っていただきたい。

(参考資料)

- ・新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第２報）（令和２年２月２０日厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）

- ・厚生労働省ホームページ

自治体・医療機関向けの情報一覧（新型コロナウイルス感染症）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00088.html

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

TEL：０３－５２５３－１１１１（内線３０３７，３１０２）

FAX：０３－３５９１－８９１４

E-mail：shougaijishien@mhlw.go.jp